

(別紙) 海外研修プログラムの変更内容と 安全管理体制の強化内容の詳細について

安全管理体制強化のために変更した海外研修プログラムの変更内容の詳細は、下記の通りです。

1. 研修生が研修国へ渡航した後の安全対策の強化
2. 研修生が渡航する前の事前準備の強化
3. 当団体の組織体制の強化

なお、これらの対策の検討にあたっては、海外における安全確保について専門的な知見を有する機関、当団体と同様に海外に人員を派遣している機関等の助言のもと、より効果的な安全確保のための方法を策定してまいりました。

1. 研修生が研修国へ渡航した後の安全対策の強化

(1) 送迎に関するルールやサポート体制の見直し

従来、当団体の海外研修プログラムにおいては、現地到着後の送迎に関して、研修生と研修国のアイセックの現地支部とが事前に協議し、待ち合わせ場所や交通手段・経路等に関して決定しておりました。しかし、交通事情等、様々な事情によっては、現地支部の担当者による送迎が出来ず、研修生が単独で移動せざるを得ない状況になる可能性もありました。今後は、確実な送迎体制の構築のために、海外派遣者のための危機管理・安全対策支援サービスを手掛ける安全サポート株式会社と提携し、現地支部が様々な事情により送迎に來られない場合にも、研修生が当該会社の手配する送迎サービス等を利用することができる体制をとります。なお、提携先の選定については、旅程トラブルへの対応体制と、カバーできる国・地域の多さの2点を重視し、十数社の中から決定いたしました。

【提携先の危機管理会社】

会社名	安全サポート株式会社（SSI）
公式 Web サイト	http://anzen-support.com/
設立	2005 年
代表取締役	有坂錬成
主な事業内容	(1) 海外進出企業向け各種危機管理支援、コンサルティング

	<ul style="list-style-type: none"> ・海外進出企業への危機管理、健康管理コンサルティング ・海外安全情報の制作、配信 ・海外緊急事態対応の支援 ・講習会の実施(危機管理担当者向け、海外赴任者向け、海外出張者向け) <p>(2)損害保険代理業務(海外旅行保険・包括契約、旅行事故対策費用保険、PL保険等)</p> <p>(3)保険業、共済制度の設立、運営支援、コンサルティング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額短期保険業の登録、事業共同組合(共済)の認可、各種共済制度の設立支援、コンサルティング ・保険会社、共済制度、保障制度等の事務、コンプライアンス、商品開発等の支援、コンサルティング
--	---

(2) 緊急時に日本語で対応可能な窓口の設置

当団体では、研修生が重大な危機に遭遇した場合には、内規に基づき、緊急対策委員会を設置し、その対応にあたることとなっています。しかし、常設機関でない緊急対策委員会の性質上、自ずとその対応範囲は、重大な事案に限定されざるを得ず、様々な日常的なトラブルに、随時、機動的に対応できる体制ではありませんでした。

今後は、研修生に対して、随時、日本語でサポートを提供できる対応窓口を提携会社内に常設します。研修生は、現地滞在中に様々な緊急事態に陥った場合、この対応窓口を通じて、危機を回避し、また、被害を最小限に抑えるために、より迅速かつ適切なサポートを受けることができますようになります。

(3) 定期的な研修生の状況把握

今後、研修生には、現地滞在中、週に一度以上、当団体及び保護者等と連絡をとっていただくことにより、随時、研修生が問題なく研修を行っていることを確認します。

また、下記3(2)に詳述するとおり、現地支部からも、研修生の状況を週に一度以上確認し、必要に応じて、適切なサポートをすることとなります。

2. 研修生が渡航する前の事前準備の強化

(1) 研修生選考基準の変更

当団体では、従来、研修生との契約締結に先立ち、書類審査や面接（日本語及び英語）により語学能力その他の審査を行っていましたが、今般、危機管理・対応能力に関する選考基準を厳格化し、研修生として送り出す際の基準を見直しました。

- 語学能力について

語学能力が不十分な場合には、研修生が、現地支部のスタッフ、海外研修先のスタッフ、その他現地の人々との間のコミュニケーションにおいて誤解が生じ、トラブルの発生要因となる可能性があります。さらに、トラブルに巻き込まれた際に、適切に対応し、被害を最小限に抑えるには、語学能力が不可欠であることから、従来の参加条件としていた英語能力検定試験について、下記のとおり、基準を再度検討し、下記の基準以上の成績または資格を取得していることを海外研修プログラムへの参加条件とします。

【参加条件となる英語能力検定試験のスコア】

英語能力検定試験		従来の基準	今後の基準
TOEIC		600 点以上	730 点以上
TOEFL	PBT	500 点以上	550 点以上
	iBT	61 点以上	80 点以上
IELTS		5.0 点以上	6.5 点以上
英検		準 1 級以上	準 1 級以上

- 危機管理能力・知識について

従来、危機管理に関して最低限の意識を持った学生であるかを確認するため、外部面接官による面接を実施していました。今後は、これに加えて、海外への渡航・現地での生活に最低限必要な危機管理能力・知識について定量的に測る試験を実施し、この試験に合格することを審査条件として追加します。

【危機管理テストでの出題内容例】

カテゴリー	出題内容例
防犯対策の基本	あなたがパスポートを盗まれた際に、その後に行う行動を記述して下さい。
渡航前の準備	現地到着後、すぐに連絡をとれる手段を確保する為、

	海外危機管理ガイドライン内で持参を推奨しているものを2つ挙げて下さい。
渡航途中及び現地到着後	渡航後に、外務省の海外安全ホームページにて発信されている危険情報が「十分注意して下さい」から「渡航の是非を検討して下さい」に引き上げられた場合、研修プログラムを続行することはできますか。
トラブル発生時	自然災害・政変の際の対応策として、以下に記載した文章が正しいか否か答えて下さい。 1. まずは身の危険が守れる場所へ逃げる。動き方については在外公館や安全サポートデスクへ相談する。 2. どんな場合でも、早急に帰国する。 3. 日本のアイセックへの連絡は、帰国後に行えば良い。
渡航先の情報収集	研修国や地域に関する情報として、緊急事態に備えてあなたが事前に収集すべき情報を列挙して下さい。

(2) 研修先決定前の世界各国・地域の送迎情報の提供

従来、当団体の海外研修プログラムにおいては、研修生が主体となって、海外での生活に必要な情報を収集し、現地支部とも適宜連絡をとっており、当団体は、必要に応じて情報収集等のサポートを行っておりました。また、安全面に関しては、海外活動危機管理ガイドラインを作成して、研修生に配布し、これに従って情報収集等の準備を行うよう要請していました。しかし、上記の情報提供体制だけでは、現地支部の情報や現地の治安状況に関して、研修生が十分な情報を効率的に取得できない可能性がありました。

今後は、研修生が渡航前に、現地支部による送迎の状況の把握を含め、より正確な情報を円滑に収集することによって、慎重に現地到着後の移動手段やフライトスケジュールの選択を行うために、当団体が研修生に提供する情報をさらに充実させます。具体的には、これまでの海外研修の実例や、現地支部からの情報をもとに、渡航先の各国・地域の送迎体制やトラブル実例等を一覧化した渡航先情報に関するデータベースを提供します。

また、研修生が研修先の選定において、送迎体制や渡航便の情報を選定材料とできるよう、研修先を決定する前の段階から、研修生に対し、前述した海外情報に関するデータベースの利用を通じた情報提供やアドバイスを実施します。

(3) 海外活動危機管理ガイドラインのさらなる充実

当団体では従来、研修生が現地でトラブルに巻き込まれないよう海外活動危機管理ガイドラインを作成しておりました。しかし、従来のガイドラインでは、トラブルに遭遇した場合の対処方法に関しては記載されていたものの、大使館の電話番号を所持する等、具体的な事前準備・事前防止策の記載に関しては不十分な部分がありました。今般、研修生の安全確保のために有用な情報を追加し、記載内容を充実させました。

また、従来のガイドラインにも記載されていた【研修生から当団体に提出いただく情報一覧】を強化しました。渡航する全ての研修生は、下表の情報を収集し、当団体及び保護者へ共有していただきます。

【研修生から当団体に提出頂く情報一覧】

項目	研修生から提出頂く情報
■アイセック現地支部の連絡先	担当者の名前 E-mail address 電話番号 Skype ID 渡航先の担当委員会責任者の名前 E-mail address 電話番号 Skype ID
■研修先	名前 住所 電話番号 担当者名
■渡航先の在外公館	住所 電話番号
■病院	病院名 住所 電話番号
■警察	住所 電話番号
■救急車	電話番号

■パスポート情報	パスポートとそれ以外の身分証明書（免許証や健康保険など）のコピー
■フライト情報	往路復路のそれぞれの便のフライトナンバー 往路復路のそれぞれの便の発着日時 トランジットの有無 トランジットの時間 トランジット間の滞在場所
■出迎えの情報	待ち合わせ場所 待ち合わせ時刻 迎えに来る担当者名 緊急時の代理担当者名 電話番号 Email Address Skype ID
■空港到着後の移動経路 ※乗換等があり、複数の交通手段を利用する場合は、利用する手段別に経路を記載。	経路 手段 宿泊先到着予定時刻
■個人情報	パスポートナンバー 生年月日 パスポートとそれ以外の身分証明書のコピー
■保険情報	加入した保険会社名 保険加入番号 保険加入期間 24時間伝言サービスの有無 緊急時送迎手配サービスの有無
■現地連絡手段	携帯電話番号（現地でつながるものがあれば） Global Wifi の持参の有無
■滞在先	滞在先名 滞在形態（トレイニーハウス、ホームステイ等） 住所 電話番号
■保護者の連絡先	名前

	電話番号 メールアドレス
■アイセックの日本支部 の連絡先	担当者名 その他緊急時の連絡担当者名 電話番号 Email Address Skype ID

(4) 海外危機管理に関する講習会の実施

当団体では、従来、研修生の渡航前に、危機管理や現地生活等に関する講習会を適宜実施していましたが、講習会の内容に関しては、全国各地の活動拠点ごとに作成していたため、必ずしも統一した内容となっていないケースもありました。今後は、外部の専門家による監修のもと、さらに充実した統一的な講習内容を作成します。具体的には、講習会内でケーススタディを用いる等、海外への渡航時や現地での生活を具体的に想定したトレーニングを行い、研修生の知識不足や不注意によるトラブルの防止を図ります。

なお、渡航前の全ての研修生は、上記のガイドラインの記載内容等に基づく情報収集・共有等の準備が全て完了すること、危機管理に関する講習会に参加することの2点を、必ず実施していただきます。

(5) 研修生の情報収集状況に関する確認の徹底

従来から、研修生には、海外活動危機管理ガイドラインに従い、安全確保に有用な情報を収集した上で、当団体に提出して頂いていました。しかし、今後は、上記(3)で述べたように収集する情報の拡充をするとともに、研修生が渡航前に海外での安全確保に有用な情報を確実に収集するように、当該情報が研修生から当団体に共有されない場合には、随時、研修生に対して連絡をして実行を促す等、情報収集状況の確認を徹底します。

3. 当団体・アイセック国際本部の組織体制の強化

(1) 危機管理等の専門家から助言を得られる体制の整備

当団体の理事会は、大学教員及び学生の責任者で構成されており、活動の根幹となる方針を理事会で承認した後、日常的な運営は、専務理事以下の学生が担っています。当団体では、このような体制を補強するため、経済界・学术界等各

分野の有識者に顧問・諮問委員への就任をお願いし、適宜助言を頂いてきましたが、今後は、さらに多様な分野の有識者から助言をいただくことができる体制を整備していきます。

具体的には、諮問委員の下に、諮問委員や、海外活動・生活の危機管理の有識者で組織される海外安全特別委員会を設置し、半年に一度程度、引き続き危機管理体制に関する助言をいただき、危機管理に関して弛まぬ改善策を検討し続けます。

(2) アイセック国際本部による制度変更

当団体を含む 113 の国・地域のアイセック各国支部は、各々がアイセックのネットワークに加盟する団体であり、活動実態上も法形式上も独立した別個の主体です。したがって、当団体から現地支部を直接、指揮・命令する関係にはなく、各国・地域の団体がアイセック国際本部の定めるルールにしたがって活動しています。当団体では、研修生の安全確保をより確かなものとするための当該ルールの充実、遵守されない場合の厳格な罰則制度の導入等の改善を、アイセック国際本部に対して要望してまいりました。

その結果、アイセック各国支部の責任者が揃う国際会議において、以下 5 つの強化案が決議されました。

- 渡航前に現地支部が研修生に対して提供する現地情報等の増強
国際本部の定めるルールにおいて、現地支部が研修生に対して提供する現地情報内容を追加されます。提供内容としては、現地で注意すべき事項、文化情報、有事の際の対応方法等です。
- 原則として、現地支部は当該国への入国時点から研修生をサポートすること
従来は、研修生と現地支部が合意した地点から受け入れ国側が責任を持ってサポートすることとされており、入国直後からサポートが開始されないケースもありました。今後は、アイセック国際本部の定めるルールにおいて、原則として研修生が研修国に入国した段階から現地支部が責任を持ってサポートすることとなります。
- 研修中において、現地支部は研修生のサポートを強化すること
アイセック国際本部の定めるルールにおいて、現地支部側が研修生の状態を週に一度以上確認し、必要に応じ適切なサポートをすることとなります。
- 受け入れ態勢の整わない国・地域への対処
上記の義務に違反した国・地域に対しては、アイセック国際本部より注意、指導、罰金等の処分が行われます。それでも改善されなかった場合には、ア

アイセック国際本部が主導となり、当該国支部に対し研修運営資格の停止・剥奪等の処罰が検討されます。

- アイセック国際本部の安全管理体制の強化

アイセック国際本部直属の、研修の安全確保等を行う機関の機能の強化を行い、当該機関が主導となり、上記の強化案を国際会議やメーリングリストを通じて、世界各国のアイセックに浸透させるとともに、管理を徹底します。

今後は、こうした決議内容が全世界により浸透するよう尽力するとともに、定期的に研修生の安全確保に向けた議論を世界各国のアイセックと行います。また、現地支部と研修生との間の連絡状況等を把握し、随時、現地支部との連携の強化も図ります。

以上